

当座勘定規定（新ＣＰ専用口用）

第1条（反社会的勢力との取引拒絶）

この当座勘定は、第22条第2項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第22条第2項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。

第2条（当座勘定への受入れ）

- ①この当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受け入れます。
- ②手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。
- ③証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。
- ④証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、当行所定の方法により表示する代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

第3条（証券類の受入れ）

- ①証券類を受け入れた場合には、取引店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、支払資金としません。
- ②取引店を支払場所とする証券類を受け入れた場合には、取引店でその日のうちに決済を確認したうえで、支払資金とします。

第4条（本人振込み）

- ①当行の他の本支店または他の金融機関を通じてこの当座勘定に振込みがあった場合には、当行で当座勘定元帳へ入金記帳したうえでなければ、支払資金としません。ただし、証券類による振込みについては、その決済の確認もしたうえでなければ、支払資金としません。
- ②当座勘定への振込みについて、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取り消します。

第5条（第三者振込み）

- ①第三者が取引店でこの当座勘定に振込みをした場合に、その受入れが証券類によるときは、第3条と同様に取り扱います。
- ②第三者が当行の他の本支店または他の金融機関を通じてこの当座勘定に振込みをした場合には、第4条と同様に取り扱います。

第6条（受入証券類の不渡り）

- ①前3条によって証券類による受入れまたは振込みがなされた場合に、その証券類が不渡りとなったときは、直ちにその旨を本人に通知するとともに、その金額をこの当座勘定元帳から引落とし、本人からの請求がありしだいその証券類は受け入れた店舗、または振込みを受け付けた店舗で返却します。ただし、第5条の場合の不渡証券類は振込みをした第三者に返却するものとし、同条第1項の場合には、本人を通じて返却することもできます。
- ②前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

第7条（手形、小切手の金額の取扱い）

手形、小切手を受け入れた場合には、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取り扱います。

第8条（コマーシャル・ペーパーの支払）

- ①この当座勘定からは、以下のコマーシャル・ペーパーにかぎって支払い、その他の手形、小切手、社債の支払いはしません。
 - (1) 金融商品取引法第2条第1項第15号に規定する約束手形(以下「手形CP」といいます。)であり、呈示期間内に支払いのため呈示されたもの
 - (2) 社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する「短期社債」、同法第127条において準用する同法第66条に規定する振替外債のうち、社債、株式等の振替に関する命令第3条第11項に規定する「短期外債」および投資信託及び投資法人に関する法律第139条の12第1項に規定する「短期投資法人債」（以下「電子CP」といいます。）であり、償還に伴う資金決済を当行が受託しているもの
- ②手形CPを支払う場合には、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取り扱います。
- ③前項の支払いにあたっては、手形CPの振出しの事実の有無等を確認すること（その事実の有無等について書面の交付を求めることを含みます。）があります。
- ④電子CPの償還に伴う資金決済を行う場合には、別途締結する短期社債等の資金決済取引契約によって取り扱います。
- ⑤当座勘定の払戻しの場合には、当行所定の請求手続をしてください。

第9条（CP専用用紙）

- ①取引店を支払場所とする手形CPを振り出す場合には、当行が交付したCP専用用紙を使用してください。
- ②当座勘定から支払いをした手形CPのうちに、本人が振り出したものではないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当行宛に連絡してください。
- ③CP専用用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を交付します。
- ④この当座勘定取引においてはCP専用用紙以外に手形用紙および小切手用紙は交付しません。
- ⑤CP専用用紙の交付を受けるにあたっては、当行所定の手数料を支払ってください。
- ⑥当座勘定から支払いをした手形CPの用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。
- ⑦前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当行所定の手続によって当該手形CPの写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。

第10条（支払いの範囲）

- ①呈示された手形CPの金額または償還に伴う資金決済を当行が受託した電子CPの償還金額がこの当座勘定の支払資金をこえる場合には、当行はその支払義務を負いません。
- ②手形CPおよび電子CPの金額の一部支払いはしません。

第11条（支払の選択）

同日に支払いをすべき複数の手形CPもしくは電子CPまたは第17条の手数料等がある場

合にその総額がこの当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

第 12 条（印鑑等の届出）

- ①この当座勘定の取引に使用する印鑑（または署名鑑）は、当行所定の用紙を用い、あらかじめ取引店に届け出てください。
- ②代理人により取引をする場合には、本人からその氏名と印鑑（または署名鑑）を前項と同様に届け出てください。

第 13 条（届出事項の変更等）

- ①手形 C P、C P 専用用紙、印章を失った場合、または印章、名称、商号、代表者、代理人、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに書面によって取引店に届け出てください。
- ②前項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- ③第 1 項による届出事項の変更の届出がなかったために、当行からの通知または送付する書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第 14 条（印鑑照合等）

- ①手形 C P、依頼書、請求書、諸届書類等を使用した印影または署名（電磁的記録により当行に画像として送信されたものを含みます。）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、その手形 C P、依頼書、請求書、諸届書類等につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- ②手形 C P として使用された用紙（電磁的記録により当行に画像として送信されたものを含みます。）を、相当の注意をもって第 9 条の交付用紙であると認めて取り扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。
- ③この規定および別に定める約束手形用法に違反したために生じた損害についても、第 1 項と同様とします。

第 15 条（振出日、受取人記載もれの C P）

- ①手形 C P を振り出す場合には、手形要件をできるかぎり記載してください。もし、振出日または受取人の記載のない手形 C P が呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。
- ②前項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

第 16 条（過振り）

- ①第 10 条第 1 項にかかわらず、当行の裁量により支払資金をこえて手形 C P または電子 C P の支払いをした場合には、当行からの請求がありしだい直ちにその不足金を支払ってください。
- ②前項の不足金に対する損害金の割合は年 14%（年 365 日の日割計算）とし、当行所定の方法によって計算します。
- ③第 1 項により当行が支払いをした後にこの当座勘定に受け入れまたは振り込まれた資金は、同項の不足金に充当します。
- ④第 1 項による不足金および第 2 項による損害金の支払いがない場合には、当行は諸預り金そ

の他の債務と、その期限のいかんにかかわらず、いつでも差引計算することができるものとします。

- ⑤第1項による不足金がある場合には、本人からこの当座勘定に受け入れまたは振り込まれている証券類は、当行がその不足金の担保として譲り受けたものとします。

第17条（手数料の引落とし）

当行は、手形C Pおよび電子C Pに係る手数料、立替費用、その他これらに類する債権が生じた場合には、この当座勘定からその金額を引き落とすことができるものとします。

第18条（自己取引手形等の取り扱い）

- ①手形行為または発行行為等取締役会の承認その他これに類する手続を必要とする場合でも、当行はその承認等の有無について調査を行うことなく、支払いをすることができるものとします。

- ②前項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

第19条（利息）

この当座預金には利息をつけません。

第20条（残高の報告）

この当座勘定の受払または残高の照会があった場合には、当行所定の方法により報告します。

第21条（譲渡、質入れの禁止）

- ①この預金は、譲渡または質入れすることはできません。
- ②当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

第22条（解約）

- ①この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は書面によるものとします。
- ②前項のほか、本人が次の各号の一にでも該当し、本人との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

(1)本人が、当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

(2)本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(3) 本人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかにでも該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

E. その他 A から D までに準ずる行為

③ 当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

④ 手形交換所の取引停止処分を受けたために、当行が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信したときに解約されたものとします。

⑤ 第 1 項および第 2 項の定めにかかわらず、短期社債の資金決済取引契約に基づき償還に伴う資金決済を受託した電子 C P が償還されるまでの間は本契約の終了後も必要な範囲において有効に存続するものとします。

第 23 条（取引終了後の処理）

① この取引が終了した場合には、その終了前に振り出された手形 C P であっても、当行はその支払義務を負いません。

② 前項の場合には、未使用の C P 専用用紙は直ちに取引店へ返却するとともに、この当座勘定の決済を完了してください。

第 24 条（手形交換所規則による取扱い）

① この取引については、前各条のほか、関係のある手形交換所の規則に従って処理するものとします。

② 関係のある手形交換所で災害、事変等のやむをえない事由により緊急措置がとられている場合には、第 8 条第 1 項第 1 号にかかわらず、呈示期間を経過した手形 C P についてもこの当座勘定から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとします。

③ 前項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

第 25 条（この規定の改定）

この規定は、法令の変更、監督官庁もしくは振替機関の指示その他相当の事由が生じたとき、民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。この規定の改定を行う場合、改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭ポスターまたはホームページ等により周知します。

休眠預金等活用法に係る規定（新ＣＰ専用口用）

この規定においては、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」を「休眠預金等活用法」といいます。

1.（休眠預金等活用法に係る異動事由）

当行は、この預金取引における休眠預金等活用法にもとづく異動事由として取り扱う事由を当行ウェブサイトに掲示します。

2.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

(1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

- ① 当行ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日
- ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
- ③ 当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限りします。

④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

(2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

- ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）
- ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと 当該事由が生じた期間の満期日
 - (a) 異動事由（当行ウェブサイトにおいて「異動事由」として掲げる事由をいいます。）
 - (b) 当行が休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限りします。

3.（総合口座取引に係る預金の最終異動日等）

総合口座取引における預金のいずれかに将来における債権の行使が期待される事由（第2条第2項において定める事由をいいます。）が生じた場合には、他の預金にも当該事由が生じたものとして取扱います。

4.（休眠預金等代替金に関する取扱い）

(1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。

(2) 前項の場合、預金者等は、当行を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払いを請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者は、当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払いを受けることができます。

(3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払いの請求をすることについて、あらかじめ当行に委任します。

- ① この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当行からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払いに係るものを除きます。）が生じたこと

- ② この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払いの請求が生じたこと（当行が当該支払いの請求を把握することができる場合に限りです。）
- ③ この預金に係る休眠預金等代替金の支払いを目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
- ④ この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払いが行われたこと
- (4) 当行は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払いを請求することを約します。
 - ① 当行がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - ② この預金について、第3項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払いへの請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払いを請求すること
 - ③ 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

5.（この規定の改定）

この規定は、法令の変更、監督官庁もしくは振替機関の指示その他相当の事由が生じたとき、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。この規定の改定を行う場合、改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭ポスターまたはホームページ等により周知します。

みずほ銀行